

離職されて失業給付の手続きに来所される方へ

失業給付を受けるには離職票が必要です。辞められた会社から離職票をもらってください。

持ってくるもの

1. 離職票—1（氏名や口座番号などを記入してください）
2. 離職票—2
3. 運転免許証およびマイナンバーカード（個人番号カード）
これらをお持ちでない方は、次の①～③のうち、異なる2種類をお持ちください。（コピー不可）
 - ① 旅券（パスポート）
 - ② 住民票記載事項証明書（または住民票の写し・印鑑証明書）
 - ③ 国民健康被保険証
4. 本人の印鑑（スタンプ印以外の認印）
5. 写真2枚（最近の写真、正面上半身、タテ3cm×ヨコ2.5cm）
6. 本人名義の預金通帳（一部の金融機関を除く）
ただし、金融機関指定届に金融機関による確認印があれば、通帳は必要ありません
7. 船員であった方は船員保険失業保険証および船員手帳

当所、ハローワーク加古川にお越しになられましたら、1階入口入ってすぐの受付に離職票を提示ください。（まず、求職申込書を記入いただきます。）その後、以下の手順のように手続きを進めることになります。

（※障害者手帳をお持ちの方は、離職票と合わせてご提示ください）

- ① 離職票の提示（1階20番総合受付）
↓
- ② 雇用保険給付課審査係（2階8番窓口）
↓
- ③ 職業相談窓口（1階2番職業相談コーナー）

混雑の状況によっては長くお待ちいただくこともありますので、時間に余裕を持って気を付けてお越しくください。